

平成 16 年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査の実施状況について

1 . 調査の目的

慢性期入院患者に係る患者特性及びサービス提供の実態を調査し、慢性期入院医療の患者像及び分布の把握を行い、中央社会保険医療協議会における療養病棟等における慢性期入院医療の病態、日常生活動作能力（ADL）等に応じた包括評価に関する基礎資料を提供することを目的とした。

2 . 調査対象病院

慢性期入院医療の患者像等を適切に評価するために、下記の病棟を有する病院を対象として患者特性調査、コスト調査、タイムスタディ調査等を実施した。

療養病棟入院基本料を算定している病棟

療養型介護療養施設サービス費を算定している病棟

特殊疾患療養病棟入院料（1、2）を算定している病棟

一般病棟入院基本料（老人一般病棟入院基本料） 群 3 を算定している病棟

一貫した調査票で患者像を把握し、医療機能の分化を適切に評価するために、上記病棟に加え、下記の病棟を有する病院において患者特性調査のみを実施した。

回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟

3 . 調査対象病院数

別紙 1 の抽出方法に従い抽出された 250 病院に対して調査協力依頼を行った。さらに、調査協力病院の確保を目的として、日本療養病床協会ならびに全日本病院協会に依頼して、療養病床を有する会員病院約 700 病院に対し調査協力依頼を行っていただいた。(一次調査協力依頼)

一次調査協力依頼により調査協力を得られた病院の属性を確認したところ、調査客体に偏りがみられたため、その偏りを補正することを目的として、許可病床数が 200 床未満の病院であって特殊疾患療養病棟入院料、一般病棟入院基本料 群の 3、又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病院などの約 350 病院に対して調査協力依頼を行った。(二次調査協力依頼)

上記の一次調査協力依頼及び二次調査協力依頼の結果、最終的に調査協力を得られた病院数は、90 病院であった。

各病院の調査対象病棟数は、1 病院原則 2 病棟とした。但し、特殊疾患療養病棟等明らかに異なる性質の病棟で構成されていれば最大 3 病棟までとした。なお、全ての病棟の患者特性が同じ場合には調査対象は 1 病棟とした。

図表 調査参加病院の属性

算定入院料種別による病棟区分	一般病棟との併設		許可病床規模		地域区分				計
	無し	有り	200床未満	200床以上	特別区・特 甲地	甲地	乙地	その他	
療養病棟入院基本料	17	15	25	7	3	3	2	24	32
療養型介護療養施設サービス費	10	3	8	5	1	1	2	9	13
特殊疾患療養病棟入院料(1、2)	8	7	10	5	2	0	4	9	15
一般病棟入院基本料 群3	0	16	13	3	3	0	1	12	16
回復期リハビリテーション病棟入院料	4	10	9	5	4	1	1	8	14
計	39	51	65	25	13	5	10	62	90

4 . 調査票の種類と内容

1) 施設特性調査票

調査対象病院の施設属性を把握することを目的として、過去に実施された調査における調査項目を整理した下記の項目を調査項目とした。

< 主な調査項目 >

医療機関名、診療科目、許可病床数等、同一もしくは関連法人による介護老人保健施設、介護老人福祉施設の有無、病棟の状況 等

調査票の記載は事務部門が行った。

2) 患者特性調査票

慢性期入院医療の患者像を適切に把握することを目的として、過去に実施された調査における調査項目を整理した下記の項目を調査項目とした。

< 主な調査項目 >

(患者特性に関する項目)

年齢、入院期間、要介護認定取得の有無、問題行動、ADL、認知症、疾患、病状や栄養状態の程度 等

(医療提供に関する項目)

治療、処置、リハビリテーション実施の状況、薬剤使用の状況 等

患者特性調査は、タイムスタディ調査基準日に入院している全ての患者を対象として行った。患者特性調査は、タイムスタディ調査基準日の前後1日間の状態を評価して調査票に記入した(タイムスタディ調査を実施しない回復期リハビリテーション病棟は、設定された調査基準日に入院している全ての患者を調査対象として患者特性調査を調査基準日の前後1日間の状態を評価して記入した)。

新規入院患者(患者特性調査の調査日に入院していた患者のうち調査日からさかのぼって2週間以内に入院した患者)については、上記の調査基準日から2週間後に患者特性調査を再度実施した。

なお、調査実施責任者は、調査対象病棟の看護師長とした。医事関連調査項目については、事務部門より情報提供を求めた。

3) タイムスタディ調査票

過去に実施された調査で用いられたものを参考として作成した調査票に基づき実施した。

タイムスタディ調査は、調査基準日に該当病棟に入院している全ての患者の療養に係る職員を対象とし、記入は自記式とした。調査は、調査基準日に実施した。

なお、対象職員の選定、該当病棟内で勤務する看護職、介護職への調査票の配付・回収に関する責任者は調査対象病棟の看護師長とした。部門兼任職員（該当病棟以外の患者にも関わる職員）については、事務部長の責任のもと、前述の看護師長が選定した対象職員リストをもとに、連絡・調整、調査票の配付・回収を実施した。

4) コスト調査票

調査対象病院全体のコストから、該当病棟、入院患者一人当たりの費用推計を行うための基礎数値を収集した。

コスト調査については、調査負担を勘案し、調査対象施設全体に行う「コスト調査（簡易版）」と一部の調査対象施設に対して行う「コスト特別調査」の2つの調査にわけて実施した。コスト特別調査の対象病院は、特別調査への協力の可否及び医薬品・材料等の払出量が把握可能かなどを調査した上で、最終的に約20病院で実施した。

コスト調査は、調査対象病院の事務部門が調査票に記載した。対象期間は、平成15年度分とした。

5) 診療報酬明細書調査票

現行の診療報酬制度における点数の把握を目的として、患者特性調査の対象となった入院患者の1ヶ月分の診療報酬明細書を収集した。

患者特性調査の対象となった入院患者の調査基準日を含む月の前月1ヶ月分（平成17年1月分）の診療報酬明細書のコピーの提出を求めた。

図表 各調査票の実施責任部署と実施段取り

